

令和4年葉山町議会第4回定例会提出議案

- 議案 51 令和4年度葉山町一般会計補正予算（第5号）
- 52 令和4年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 53 令和4年度葉山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 54 令和4年度葉山町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 55 令和4年度葉山町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 56 葉山町職員の配偶者同行休業に関する条例
- 別紙「条例の概要」のとおり
- 57 葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 別紙「条例の概要」のとおり
- 58 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 別紙「条例の概要」のとおり
- 59 葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 別紙「条例の概要」のとおり
- 別紙
「補正予算案の概略」
のとおり

令和4年度12月補正予算案の概要

(単位:千円)

会 計 名		補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額
一 般 会 計		12,806,120	215,650	13,021,770
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	3,457,486	174	3,457,660
	後 期 高 齢 者 医 療	1,184,596	216	1,184,812
	介 護 保 険	3,176,204	4,654	3,180,858
	小 計	7,818,286	5,044	7,823,330
下水道事業会計		2,393,334	26,664	2,419,998
合 計		23,017,740	247,358	23,265,098

※ 主な内容を抜粋

I 一般会計

【歳入】

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国庫） 14,207千円

コロナ禍において電力・ガス・食料品価格等の高騰に直面する生活者や事業者支援に対して交付される。

【充当対象事業】

- ①高齢者施設支援金、障害者施設支援金、児童福祉施設支援金
- ②医療機関等支援金
- ③農業者肥料等購入費補助金、葉山牛飼料等購入費補助金、漁船燃料費補助金

2 県知事選挙・県議会議員選挙委託金（県費） 12,787千円

県知事・県議会議員選挙の執行に要する経費に対して交付される。

【歳出】

() は一般財源負担額

1 地方創生臨時交付金対象事業 **41,996千円(27,789千円)**

コロナ禍において電力・ガス・食料品価格等の高騰に直面する事業者等を支援する。

(1) 高齢者施設・障害者施設への支援 21,820千円

- ・高齢者施設 27施設
- ・障害者施設 7施設

(2) 児童福祉施設への支援 5,760千円

- ・子育て支援センター 1施設
- ・児童デイサービス施設 1施設
- ・放課後学童クラブ 4施設
- ・民間保育所、幼稚園等 17施設

(3) 医療機関への支援 6,616千円

- ・病院
- ・その他医療機関等(無床診療所12、歯科診療所8、薬局7)

(4) 農業・畜産業及び漁業(一次産業)への支援 7,800千円

- ・農業者肥料等購入費補助金(農業)
- ・葉山牛飼料等購入費補助金(畜産業)
- ・漁船燃料費補助金(漁業)

2 救急医療対策 **23,029千円(23,029円)**

(1) 発熱外来設置事業負担金 15,916千円

新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、逗葉地域医療センターの一次救急において発熱外来を設置した経費にかかる町負担分

(2) 休日・夜間等急患診療事業補填金 7,113千円

新型コロナウイルス感染症の影響による受診者の減で生じた逗葉地域医療センター令和3年度の収支不足相当分にかかる補填金の町負担分

3 町施設光熱水費等 **60,793千円(60,793千円)**

電力・ガス・食料品価格等の高騰による、町施設の電気料金・燃料費等の不足分

【主な施設】

- ・役場庁舎 10,400千円
- ・クリーンセンター 1,136千円
- ・図書館 4,036千円
- ・教育総合センター 4,365千円
- ・小中学校(6校計) 24,011千円
- ・消防庁舎 2,344千円
- ※葉山保育園賄材料費 320千円

4 街路整備事業 **6,221千円(6,221千円)**

都市計画道路風早元町線未整備区間の道路拡幅用地として購入する。

5 統一地方選挙関連経費 **19,892千円(7,105千円)**

(1) 県知事選挙・県議会議員選挙費 12,787千円

- ・任期満了日 県知事 令和5年4月22日
- 県議会議員 令和5年4月29日
- ・投開票日 令和5年4月9日(予定)

(2) 町議会議員選挙費 7,105千円

- ・任期満了日 令和5年4月30日
- ・投開票日 令和5年4月23日(予定)

6 給与改定等による職員給与費 **55,967千円(55,967千円)**

II 特別会計

○ 国民健康保険特別会計

(歳入) 保険給付費等交付金(県支出金)	165千円
社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	9千円
(歳出) 国民健康保険団体連合会負担金	165千円

○ 後期高齢者医療特別会計

(歳入) 一般会計繰入金	216千円
(歳出) 職員給与費	216千円

○ 介護保険特別会計

(歳入) 一般会計繰入金	4,654千円
(歳出) 職員給与費	4,654千円

○ 下水道事業会計

(支出) 動力費(電気代)関係	21,168千円
修繕費(処理場)関係	5,496千円

条例の概要

題 名

葉山町職員の配偶者同行休業に関する条例

1 趣 旨

職員の配偶者が外国での勤務等で外国に居住する場合に、当該職員が配偶者に同行し生活を共にするために休業することができる配偶者同行休業制度を導入するため、必要な事項を定めることとした。

2 内 容

地方公務員法で条例で定めることとされた期間等について定めることとした。

- (1) 3年を超えない範囲内で条例で定める期間とされている配偶者同行休業の期間を3年とすることとした。
- (2) 期間の延長や承認の取消し等について規定することとした。
- (3) この条例に定めるもののほか、この条例について必要な事項は、規則で定めることとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条例の概要

題名

葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

公職選挙法施行令の一部改正により、自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成の公費負担額の限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うこととした。

(1) 自動車使用に係る公費負担額の限度額引上げを次のとおり行うこととした。

区分	改正後	改正前
一般運送契約（ハイヤー方式）	64,500円(変更なし)	64,500円
一般運送契約以外の契約		
自動車借入れ	16,100円	15,800円
燃料供給	7,700円	7,560円
運転手雇用	12,500円(変更なし)	12,500円

(2) ビラ作成に係る公費負担額を7円51銭から7円73銭に引き上げることとした。

(3) ポスター作成に係る公費負担額の限度額引上げを次のとおり行うこととした。

区分	改正後	改正前
印刷費（1枚当たり）	541円31銭	525円6銭
企画費	316,250円	310,500円

※表中の単価は、消費税を含む。

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) この条例の規定は、施行日以後の選挙から適用し、施行日前までに期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

条例の概要

題 名

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

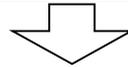
1 趣 旨

令和4年8月8日に行われた人事院勧告を勘案し、職員の勤勉手当及び給与について改正を行うこととした。

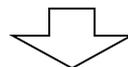
2 内 容

- (1) 一般職の職員及び再任用職員の勤勉手当について、令和4年12月期及び令和5年度以降の支給率を、次のとおり改正することとした。

		一般職の職員		再任用職員	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
現 行	6月期	1.2月	0.95月	0.675月	0.45月
	12月期	1.2月	0.95月	0.675月	0.45月
	計	2.4月	1.9月	1.35月	0.9月
	年間計	4.3月		2.25月	



令 和 4 年 12 月 適 1 用 日		一般職の職員		再任用職員	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
令 和 4 年 12 月 適 1 用 日	6月期	1.2月	0.95月	0.675月	0.45月
	12月期	1.2月	1.05月	0.675月	0.50月
	計	2.4月	2.0月	1.35月	0.95月
	年間計	4.4月		2.3月	



令 和 5 年 4 月 施 1 行 日		一般職の職員		再任用職員	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
令 和 5 年 4 月 施 1 行 日	6月期	1.2月	1.0月	0.675月	0.475月
	12月期	1.2月	1.0月	0.675月	0.475月
	計	2.4月	2.0月	1.35月	0.95月
	年間計	4.4月		2.3月	

- (2) 20歳台半ばに重点を置き、30歳台半ばまでの一般職の職員が在籍する号給の改定を行うこととした。

3 施行期日

- (1) この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行することとした。
- (2) 給料表に係る改正規定は令和4年4月1日から適用し、令和4年12月期に支給する勤勉手当に係る改正規定は令和4年12月1日から適用することとした。
- (3) 令和4年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員等の号給の調整について、権衡上必要と認められる限りにおいて、町長の定めるところにより必要な調整を行うことができることとした。
- (4) 改正前の条例の規定に基づいて支給された令和4年4月以降の給料は、改正後の条例の規定に基づいて支給されるものの内払とみなすこととした。

条例の概要

題 名

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

一般職の職員の勤勉手当の改定を勘案し、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率を改めることとした。

2 内 容

期末手当の支給率を次のとおり改正することとした。

	現行		公布日施行		令和 5 年 4 月 1 日 施行
6 月期	2.15 月	⇒	2.15 月	⇒	2.20 月
12 月期	2.15 月		2.25 月		2.20 月
年間計	4.3 月		4.4 月		4.4 月

3 施行期日

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行することとした。